

Environmental Law Newsletter

2025 年 1 月号(Vol.11)

森・濱田松本法律事務所 環境法プラクティスグループ

国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議(COP29)の開催



弁護士 川端 健太

TEL. 03-6266-8743

kenta.kawabata@morihamada.com



弁護士 風間 喬平

TEL. 03-6266-8766

kyohei.kazama@morihamada.com



弁護士 北山 智也

TEL. 03-5293-4909

tomoya.kitayama@morihamada.com

I. 概要

2024 年 11 月 11 日～11 月 24 日(2 日延長)、アゼルバイジャン・バクーにおいて、国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議(COP29)が開催され、決定文書等が採択されました¹。

COP の前提となる国連気候変動枠組条約(UNFCCC)は、大気中の温室効果ガスの増加が地球を温暖化することから、地球温暖化を防止するため、温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として、1992 年に採択されました。その後、締約国会議である COP が定期的に行われ、環境問題の国際的取り決めが合意・実施されています。近年では、2015 年の COP21 において COP 決定の付属書として採択されたパリ協定の目標(平均気温上昇を産業革命以前と比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃以内に抑える努力を追及すること(2 条 1 項(a)))の実現に向けての課題の解決が焦点となっており、企業活動にとっても、環境に対する企業責任やビジネスリスクを把握する観点で重要な内容を含んでいます。

COP29 では、主要な成果として、Baku Climate Unity Pact という気候資金に関する新規合意数値目標(NCQG)、緩和作業計画(MWP)、適応に関する世界全体の目標(GGA)の運用に関する決定が採択されました。これらに加え、パリ協定 6 条に関する決定も採択されました。本号では、こうした COP29 の成果について概説します。

¹ なお、同時に、京都議定書第 19 回締約国会合(CMP19)、パリ協定第 6 回締約国会合(CMA6)、科学上及び技術上の助言に関する補助機関第 61 回会合(SBSTA61)及び実施に関する補助機関第 61 回会合(SBI61)も実施され、決定文書等が採択されています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

II. COP29 の成果

1. 気候資金に関する新規合同数値目標(NCQG)

従来より、気候変動の影響を特に受けやすい途上国への資金支援の是非が議論されてきました。これまでには 2015 年の COP21(フランス・パリ)で定められた年間 1,000 億ドルの支援目標が継続されていましたが、COP29 では、2025 年以降の気候資金に関する新規合同数値目標(the New Collective Quantified Goal on climate finance:NCQG)が定められることが予定されており、最大の焦点となりました。

今回の決定(Baku Finance Goal:バクー資金目標)では、先進国が率先する形で、最終的に、2035 年までに少なくとも年間 3,000 億ドルという途上国向けの気候行動のための資金目標が決定されました(国際開発金融機関による支援、途上国による支援を含みます。)。また、全てのアクターに対し、全ての公的及び民間の資金源からの途上国向けの気候行動に対する資金を 2035 年までに年間 1.3 兆ドル以上に拡大するため、共に行動することを求める旨が決定されました。

さらに、2025 年にブラジル・ベレンで開催される COP30 に向けて、新たな資金支援等を検討する「1.3 兆ドルへのロードマップ」が設立され、具体的には、資金ニーズの明確化、多様な資金支援手法の開発、幅広い資金拠出者の確保など、実効性のある施策の推進を目指すこととされています。COP30 において報告がされることとなっており、今後も支援の実現と拡大に向けた検討が進められると考えられます。

2. パリ協定 6 条市場メカニズム

パリ協定 6 条は、いわゆる国際的な炭素市場(カーボンマーケット)のルールを定める条項であり、6 条 2 項は二国間クレジット制度(JCM)等のカーボン取引(協力的アプローチ)、6 条 4 項は国連主導型のカーボンメカニズム、6 条 8 項は非市場型のメカニズムのルールを定めるものです。2021 年の COP26(スコットランド・グラスゴー)において 6 条のルールの大枠は決定していたものの、炭素市場を運用するための詳細なガイダンスや手続についてはこれまで先送りになってきました。

COP29 においては、パリ協定 6 条の市場メカニズムについて、詳細ルールについての最終的な合意が行われ、完全運用化が実現されました。COP29 において決定された事項の概要は、下図のとおりです。今後、日本においては、特に 6 条 2 項に基づく二国間クレジット制度(JCM)を活用したプロジェクトの拡大・加速や、「6 条実施パートナーシップ」を通じた取り組みの世界各国への展開に、一層強力に取り組むものと

されています²。

6 条 2 項(協力的アプローチ)	・ パリ協定 6 条に基づく承認済み削減量(ITMOs)の政府承認に含める具体的内容。 ・ 協力的アプローチの実施に関する詳細情報を初期報告へ追加的に含めることを規定。年次報告(AEF)の様式の更新(承認に関する表を追加)。 ・ ITMOs を追跡・記録する国際登録簿を活用する国に対して、承認前の削減量等をユニット発行するための登録簿サービスの提供、及び、当該登録簿の開発支援のための能力開発の実施。
6 条 4 項(国連管理型メカニズム)	・ 6 条 4 項メカニズムに関する方法論の作成・評価の要件や、吸収・除去活動に関する要件を定める基準。 ・ 登録簿を自主的に 6 条 4 項メカニズム登録簿と接続することを可能とする。
6 条 8 項(非市場アプローチ関連)	・ 非市場アプローチを情報共有するウェブ・プラットフォームの運用や今後の作業活動計画等。

3. 適応、ロス&ダメージ

適応(気候変動の影響に対処し、被害を低減する対策)については、適応に関する世界目標(GGA)³の進捗を測定するための指標に関する作業について、CMA7(第 7 回パリ協定締約国会合)における本作業の完了に向けた議論が行なわれ、本作業に関与する専門家に対する追加的な指針等が決定されました。さらに、GGA に関する取組み促進を目的としたバクー適応ロードマップの立ち上げも決定しました。

ロス&ダメージ(気候変動の悪影響による損失や損害)に関しては、COP28(アラブ首長国連邦・ドバイ)において気候変動の影響を受けやすい国々への資金援助を目的として設立が合意された Loss and Damage Fund について、2025 年からの運用開始に向けた措置が講じられました。その他、ロス&ダメージに対応するためのワルシャワ国際メカニズム⁴の年次報告書及びレビューの議論が行われましたが、コンセンサスに至らず、検討が継続されることとなりました。

² 経済産業省・環境省・パリ協定 6 条実施パートナーシップ(A6iP)センターによる資料([COP29\(CMA6\)におけるパリ協定第 6 条の完全運用化の表現について](#))

³ パリ協定第 7 条第 1 項は、「締約国は、第 2 条に定める気温に関する目標の文脈において、持続可能な開発に貢献し、及び適応に関する適当な対応を確保するため、この協定により、気候変動への適応に関する能力の向上並びに気候変動に対する強靱性(レジリエンス)の強化及び脆弱性の減少という適応に関する世界全体の目標(GGA: Global Goal on Adaptation)を定める。」と規定しています。

⁴ 2013 年の COP19 で設立が合意された、ロス&ダメージに対処する国際組織であり、5 年に一度の頻度でその制度の評価・改善が行われることとなっています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

4. 緩和、グローバル・ストックテイク(GST)

COP27(エジプト)で決定された「緩和作業計画」に基づく、「都市：建築と都市システム」をテーマに実施されたグローバル対話を踏まえた議論が行われました。都市や建物の脱炭素化に向けた解決策について、各国の異なる事情に応じた自主的な取組の重要性が確認されたほか、次回以降の対話の手続等が決定されました。

その一方で、具体的な緩和策については目立った成果はありませんでした。すなわち、2023 年のドバイで開催された COP28 では、「化石燃料から脱却していくこと」「2030 年までに世界全体で再生可能エネルギーを 3 倍にし、エネルギー効率を 2 倍にすること」を盛り込んだグローバル・ストックテイクの成果文書が決定された経緯を踏まえ、COP29 では、その具体的施策に関する成果が期待されました。もっとも、この点は今後の会合に持ち越されることとなりました。

5. ジェンダーと気候変動

強化されたジェンダーに関するリマ作業計画(eLWPG)に関する決定が行われました。この計画は、ジェンダーに対応した気候政策と行動を達成するために、2014 年に採択されていたもので、今回の決定によって 10 年間延長されました。今後、ジェンダーに対応した気候変動対策の実現に貢献し、COP30 までに新たなジェンダー行動計画を策定するためのロードマップとなるものと考えられます。

6. その他

農業、研究と組織的観測、透明性枠組みの報告ツール、公正な移行作業計画、対応措置、キャパシティ・ビルディング、技術移転、気候エンパワーメントのための行動、事務局事項等の幅広い交渉議題についてマンデートイベントの開催や議論が行われ、決定等が採択されました。

Ⅲ. おわりに

COP の成果は各国の環境政策に直接的な影響を与えるものであり、我が国についても例外ではありません。COP29 においては、継続協議となった項目も見られますが、一定の成果も見られます。とりわけ、パリ協定 6 条の市場メカニズムが完全運用化に至った点は注目に値し、今後、日本における同制度を利用した事業の拡大が加速していくと想定されます。

2025 年には、ブラジル・ベレンにおいて COP30 の開催が予定されており、COP29 の結果を踏まえ

た議論の実施が予定されています。気候変動に関する企業の社会的責任・サステナビリティへの理解が進んでいる現状を踏まえ、国際的な環境政策のアップデートについても引き続き注視していくことが重要と考えられます。